

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和2年〇月

鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町

鳥取県東部広域行政管理組合



## [ 目 次 ]

### はじめに

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第1章 圏域の概況及びごみ処理の状況

- 第1節 圏域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  1. 位置・気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  2. 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  3. 産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  4. 上位計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2節 ごみ処理の現況及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  1. ごみ処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  2. ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  3. 分別方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  4. ごみ処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  5. ごみ排出量の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  6. 再生利用量の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  7. 収集運搬の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  8. 中間処理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
  9. 最終処分の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  10. 既定計画目標値の達成状況・・・・・・・・・・・・・・ 29
  11. ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  12. 課題の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### 第2章 ごみ処理基本計画の策定

- 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み・・・・・・・・ 35
  1. ごみ排出量の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  2. ごみの排出抑制目標について・・・・・・・・・・・・ 36
  3. ごみ排出量の将来推計結果・・・・・・・・・・・・ 37
- 第2節 ごみの排出抑制計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
  1. 現在の施策（組合構成市町の取組状況）・・・・ 39
  2. 本計画期間内に実施する施策・・・・・・・・・・・・ 41
- 第3節 分別収集計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
  1. 分別収集の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第4節	ごみ処理計画	49
1.	ごみ処理の基本方針	49
2.	ごみ処理主体	50
3.	収集運搬計画	51
4.	中間処理計画	54
5.	最終処分計画	58
第5節	その他ごみの処理に関し必要な事項	62
1.	在宅医療系廃棄物対策	62
2.	災害廃棄物対策	62
3.	不法投棄対策	62
4.	一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価	63

# はじめに

## 1. 計画策定の主旨

### 持続可能な循環型社会の構築を目指して

地球は今、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題をはじめ様々な環境問題を抱える一方、人の活動の多様化に伴い、環境の劣化がグローバル化しつつあります。

このような中であって、平成27年9月の国連サミットでSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」<sup>\*1</sup>が採択され、国連に加盟する我が国では、SDGsを達成するための取り組みを踏まえ、平成30年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画<sup>\*2</sup>が改定されています。

私達が現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を組み入れる必要があります。

鳥取県東部圏域（以下「東部圏域」という。）では、現在、人口が減少し、高齢化が進んでいます。人口の減少は、環境負荷の減少要因となりますが、一方では、健全な社会経済活動と環境保全の担い手が不足していくことを示すものです。

私達は、持続可能な社会を構築するに当たって、今まで生産や消費を拡大させ、エネルギー資源や物質資源の消費、廃棄物の廃棄を行ってきましたが、資源は無尽蔵ではなく、有限であることに気付いたところです。これからは、環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、住民生活の中で環境への配慮がなされ、恵まれた環境を次の世代に継承することができる社会の構築を目指すことが求められています。

このため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を再構築する必要があります。

この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）では、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制（リフューズ若しくはリデュース）を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用（リユース）を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物にあっては再生利用（マテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクル）の方策を提示するものです。

一方、廃棄物の埋立処分場の容量も資源同様に無尽蔵ではなく、限りがあります。現在の処分場がいっぱいになると、新たな場所に新たな処分場を整備することになります。その立地はきわめて困難です。本計画では、廃棄物の埋立量を可能な限り減量する方策を示します。

東部圏域では、これまで、全ての組合構成市町において家庭ごみ処理の有料化を実施する等、排出抑制策を講じてきたところです。今後、より一層、家庭ごみの排出抑制を図るため、環境に配慮したライフスタイルの確立を目指します。本計画では、そのための環境学習等のいくつかの取り組みを提示しました。さらに、一般廃棄物の可燃ごみの約4割を占める事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の排出抑制について、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）と組合構成市町が連携を図り、事業者の協力が得られる抑制策を検討し推進していきます。

## ※1：SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」

SDGsは、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



出典：国際連合広報センター

## ※2：第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画には、SDGsの考え方を踏まえ、以下の取り組みが示されています。

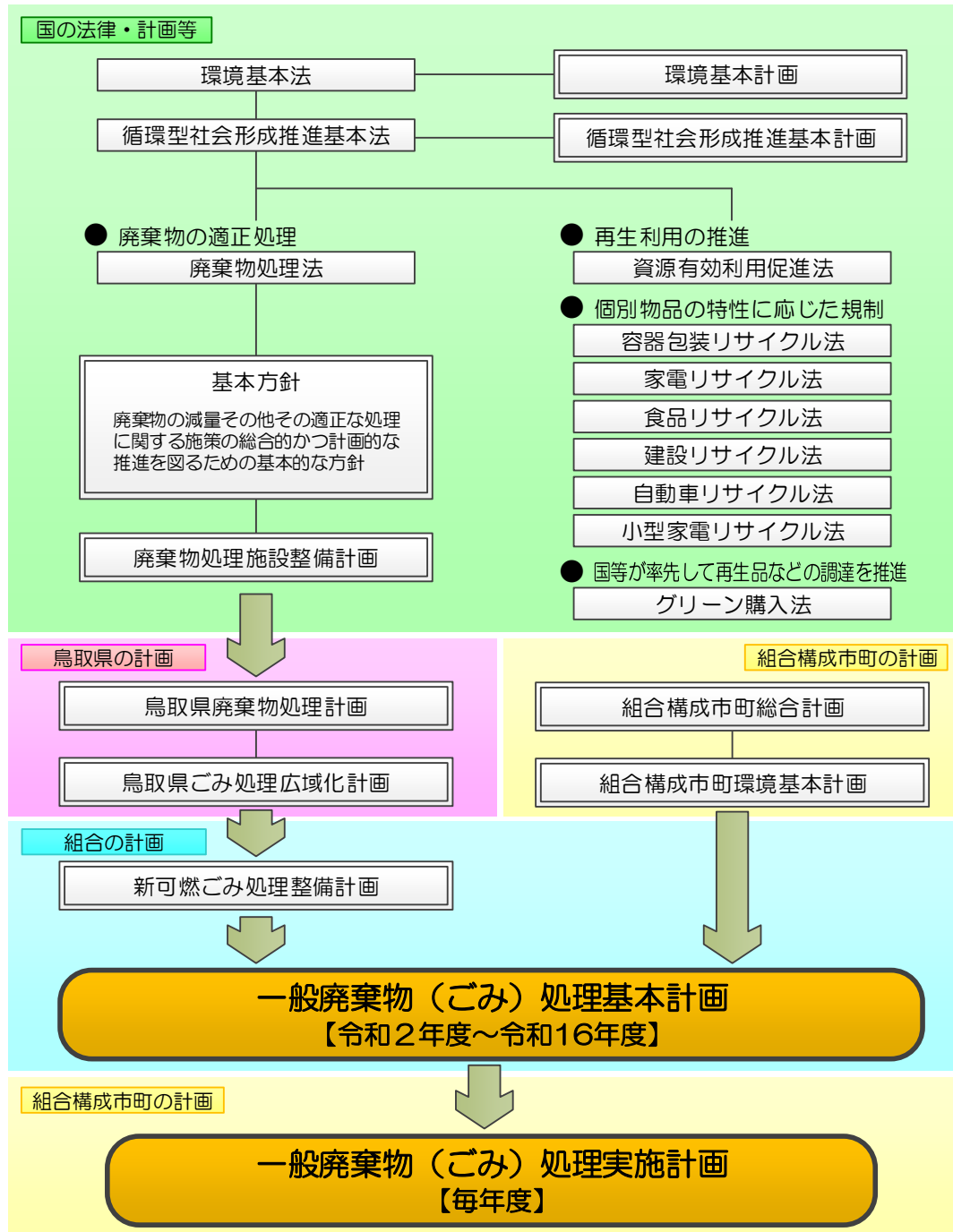
- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

## 2. 計画の位置付け

### 2-1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するマスタープランとして位置づけられています。

◆図表-1 本計画と他の計画との関係



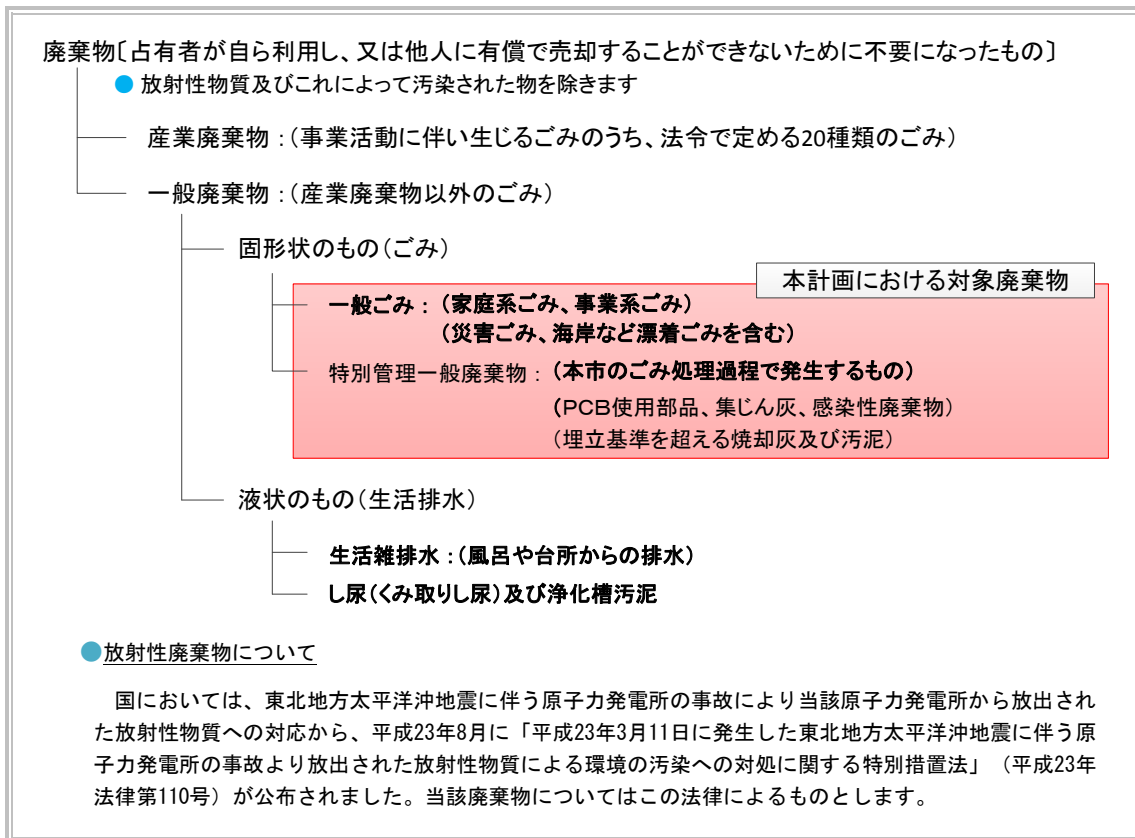
### 2-2 計画対象区域

計画対象区域は、東部広域を構成する鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の全域とします。

## 2-3 計画の範囲

本計画における計画処理対象廃棄物は図表-2に示すとおりであり、原則として一般廃棄物のうち固形状のもの（ごみ）としますが、図表-3に示すものについては独自ルートで処理しています。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて、これら以外の廃棄物の処理も検討を行います。

◆図表-2 本計画における計画処理対象廃棄物



◆図表-3 独自ルート等で処理しているもの

大分類	中分類	小分類	処理方法
一般廃棄物	家庭系	家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法により独自ルートで処理します。
		パソコン	資源有効利用促進法により独自ルートで処理します。
		自動車・オートバイ	自動車リサイクル法により独自ルートで処理します。
		消火器	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		乾電池以外の電池	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
	その他処理困難物	農業、注射針、タイヤ、バッテリー、風呂用給湯器等、適正処理が困難な一般廃棄物については、専門業者で処理します。	
	事業系	事業系一般廃棄物	農機具・漁具・建築廃材等事業活動に伴う一般廃棄物は専門業者で処理します。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物		廃掃法により処理できないため、専門業者で処理します。
	PCB含有部品		廃掃法及びPCB廃棄物特別措置法により処理できないため、独自ルートで処理します。
	焼却施設からのばいじん等		公的焼却施設以外から排出されるものは処理できないため、専門業者で処理します。

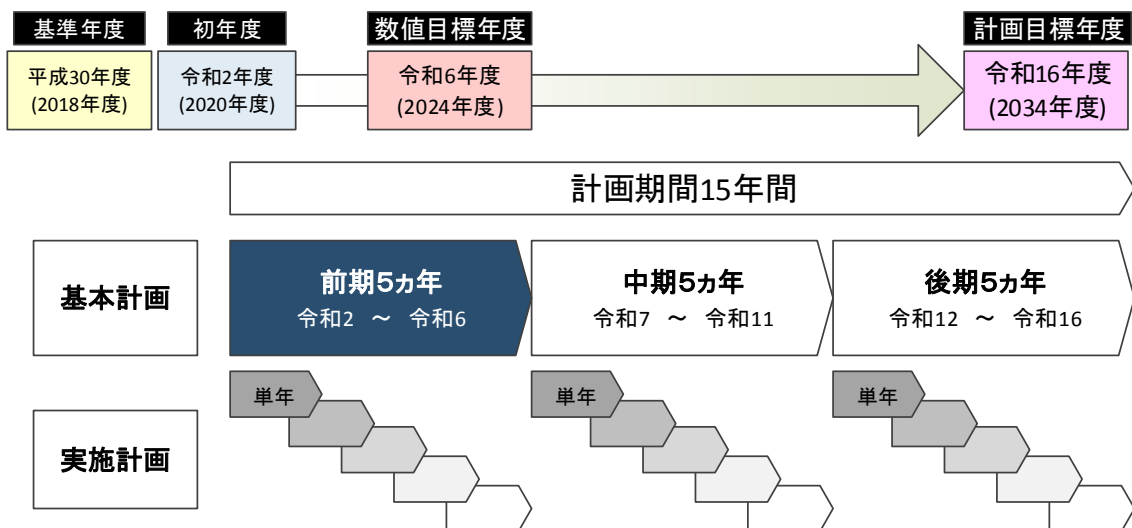


## 2-4 計画の期間

本計画の期間<sup>※3</sup>は15年間とし、計画目標年度<sup>※4</sup>を令和16年度とします。

なお、ごみの排出抑制目標等の数値目標を定めることから、平成30年度を基準年度<sup>※5</sup>、令和6年度を数値目標年度<sup>※6</sup>とします。また、本計画は概ね5年ごとに改訂します。

◆図表-4 計画期間及び計画目標年度



### ※3～6

#### ※3 計画の期間

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省)によると10～15年とされています。

#### ※4 計画目標年度 ⇒ 令和16年度

- ・ 計画目標年度は、計画の期間を15年間とし令和16年度とします。

#### ※5 基準年度 ⇒ 平成30年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度の平成30年度とします。

#### ※6 数値目標年度 ⇒ 令和6年度

- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、前期5ヵ年の最終年度となる令和6年度とします。



---

# 第 1 章

## 圏域の概況及びごみ処理の状況

---



# 第1節 圏域の概況

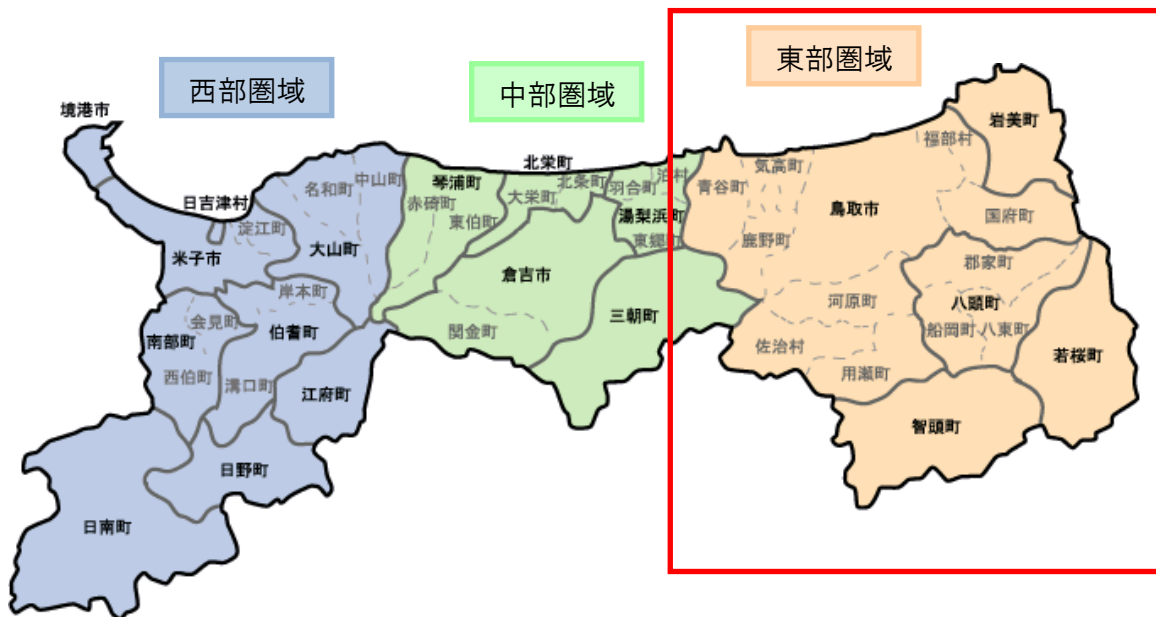
## 1. 位置・気象

### 1-1 位置

鳥取県東部に位置する東部圏域は、平成16年11月1日、鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町の9市町村の合併により、新しい鳥取市が誕生しました。また、平成17年3月31日には、郡家町、船岡町及び八東町が合併し、八頭町が誕生するなど、圏域を構成する市町村の組織が大きく変化し、現在は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の1市4町で構成されています。

東部圏域は東西約40km、南北約40kmで、総面積は1,518.22km<sup>2</sup>（平成29年10月1日現在）と鳥取県の約43%を占めています。東部圏域の市町のうち、最も広い地域を占めるのは鳥取市（765.31km<sup>2</sup>）で、東部圏域の中心的役割を担っています。

◆図表 1-1-1 圏域の構成



## 1-2 地勢

東部圏域の地勢は、ほぼ中央を千代川が流れ、その流域には、中国山地の扇ノ山 (1,310m)、陣鉢山 (1,207m)、氷ノ山 (1,510m)、三室山 (1,358m)、沖ノ山 (1,319m)、東山 (1,388m)、那岐山 (1,240m)、三国山 (1,252m) 等の 1,000 m級の山地を境界とし、北は日本海に面しています。

主要河川の千代川は、日本海に注ぐまでに土師川、佐治川、曳田川、八東川と合流し、延長 52.1km で日野川に次ぐ県下 2 番目の長流を有しています。千代川河口に発達した海岸砂丘は、「鳥取砂丘」として全国的に有名であり、東に福部砂丘、浜坂砂丘、西に湖山砂丘、末恒砂丘を含み東西 16km、南北 2 km に及んでいます。

浜坂砂丘の南側には多鯨ヶ池があり、湖山砂丘の背後には潟湖の湖山池があります。湖山池の面積は約 7.0km<sup>2</sup>であり、池としては国内最大級の広さです。

兵庫県境に近い東の海岸部は、浦富海岸など、花崗岩や火山砕屑岩が侵食されてできた海食崖や海食地形が発達し、山陰海岸国立公園に指定されています。この国立公園を中心とした山陰海岸は、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした文化・歴史を体験・学習できる地域として平成 20 年 12 月に日本ジオパーク委員会から『山陰海岸ジオパーク』として認定され、さらに、平成 22 年 10 月には世界ジオパークネットワークに加盟認定されました。また、平成 26 年 9 月には、鳥取市西部の新規拡大エリアを含めて再認定されました。

◆図表 1-1-2 東部圏域の地勢



### 1-3 気候

鳥取地方気象台における平成21年から平成30年の観測結果の平均値は、平均気温15.3℃、月間降水量2,025.3mm、月間日照時間1,724.8時間でした。

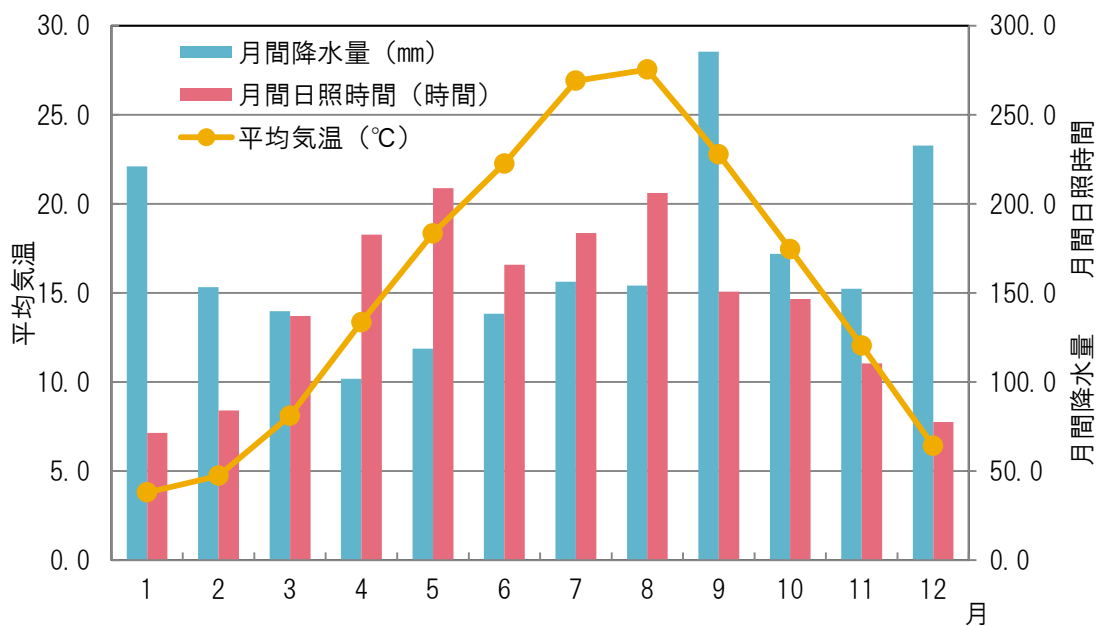
◆図表 1-1-3 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成21年～平成30年の平均値）

月	平均気温（℃）	月間降水量（mm）	月間日照時間（時間）
1	3.8	221.1	71.5
2	4.7	153.2	84.0
3	8.1	139.7	137.1
4	13.4	101.8	182.8
5	18.3	118.6	208.9
6	22.3	138.3	165.8
7	26.9	156.3	183.7
8	27.5	154.1	206.1
9	22.8	285.5	150.7
10	17.5	171.9	146.6
11	12.0	152.3	110.3
12	6.4	232.8	77.4
全年	15.3	2,025.3	1,724.8

注）各項目の10年間の年間値を平均したものであり、端数処理により1月から12月を合計等したものと不整合となる場合があります。

出典：気象庁ホームページ

◆図表 1-1-4 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成21年～平成30年の平均値）



## 2. 人口動態

### 2-1 人口・世帯数

東部圏域の人口及び世帯数は平成27年10月現在で232,610人、89,051世帯となっています。人口の推移は、平成12年度まで増加傾向を示していましたが、これは鳥取市の人口増によるものであり、4町においては継続して減少傾向を示しています。平成22年度以降鳥取市の人口が減少に転じたことにより、東部圏域の人口減が加速しています。一方、世帯数は現在も増加傾向にあることから、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

◆図表 1-1-5 組合構成市町別人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
鳥取市	190,836	195,707	197,959	200,744	201,740	197,449	193,717	(188,286)
岩美町	15,944	15,342	14,713	14,015	13,270	12,362	11,485	(11,638)
智頭町	11,199	10,670	10,082	9,383	8,647	7,718	7,154	(7,030)
若桜町	6,337	6,004	5,548	4,998	4,378	3,873	3,269	(3,254)
八頭町	21,560	21,091	20,806	20,245	19,434	18,427	16,985	(17,233)
合計	245,876	248,814	249,108	249,385	247,469	239,829	232,610	(227,441)

出典：昭和60年～平成27年は総務省統計局「国勢調査の結果」、

( ) は、総務省統計局「平成30年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の結果」

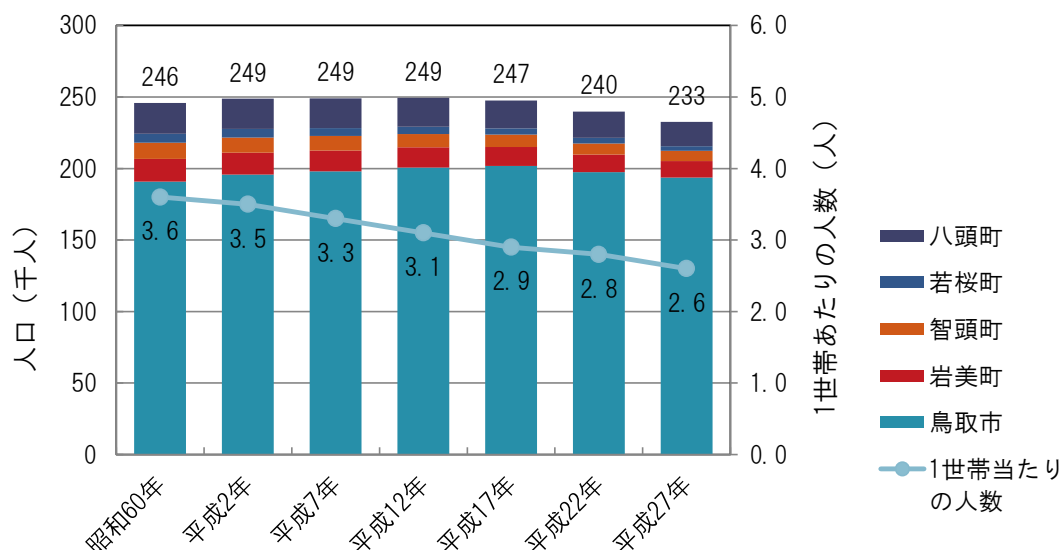
◆図表 1-1-6 組合構成市町別世帯数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
鳥取市	54,770	58,626	62,237	67,790	72,353	73,288	75,941	(79,960)
岩美町	3,938	3,935	3,946	4,001	4,045	3,982	3,993	(4,424)
智頭町	2,922	2,854	2,806	2,733	2,752	2,569	2,487	(2,721)
若桜町	1,673	1,632	1,587	1,545	1,487	1,405	1,271	(1,397)
八頭町	5,002	5,027	5,150	5,351	5,475	5,454	5,359	(6,138)
合計	68,305	72,074	75,726	81,420	86,112	86,698	89,051	(94,640)

出典：昭和60年～平成27年は総務省統計局「国勢調査の結果」、

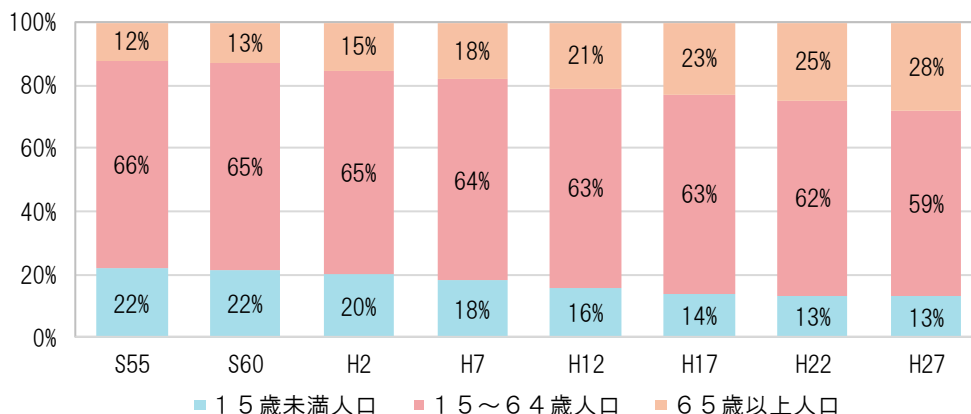
( ) は、総務省統計局「平成30年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の結果」

◆図表 1-1-7 組合構成市町別人口・世帯当たりの人数の推移





◆図表 1-1-8 年齢階層別人口割合の推移（東部広域）



## 2-2 観光客数

観光については、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭周辺」が地域別観光客数の測定地点となっています。

「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭周辺」では、平成22年10月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定されたこと、平成25年の鳥取自動車道全線開通したこと、平成26年8月に、鳥取しゃんしゃん祭第50回記念大会で「最大の傘踊り」の世界記録を更新などの知名度が高まるさまざまな取り組みを進めてきましたが、観光客数は平成28年をピークとして減少しています。今後、鳥取西道路の供用開始（令和元年5月全線開通）などにより、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光客数の増加が期待されます。

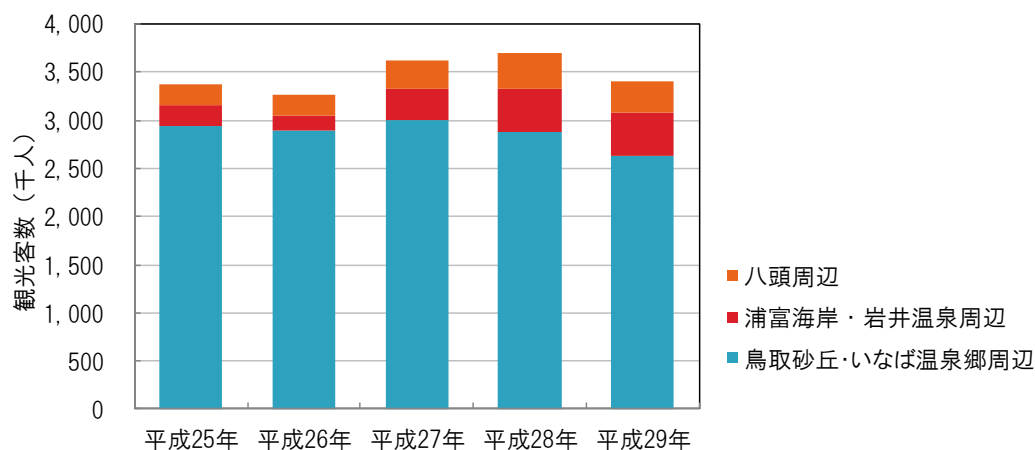
◆図表 1-1-8 (1) 観光客数の推移

単位：千人

地域 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	2,938	2,890	3,010	2,877	2,632
浦富海岸・岩井温泉周辺	215	152	325	458	449
八頭周辺	222	218	291	360	323
合計	3,375	3,260	3,626	3,695	3,404

出典：鳥取県統計課「鳥取県統計年鑑（平成30年刊）」

◆図表 1-1-8 (2) 観光客数の推移



### 3. 産業の動向

#### 3-1 産業別就業人口

産業別の就業人口は、東部圏域全体で見ると、第1次産業・第2次産業の減少と第3次産業の増加が目立っています。平成27年においては、第3次産業の増加とともに総就業者人口が増加に転じています。

第3次産業の就業人口の割合は、平成27年に東部圏域全体の7割を超えています。

◆図表 1-1-9 (1) 産業別就業人口の推移

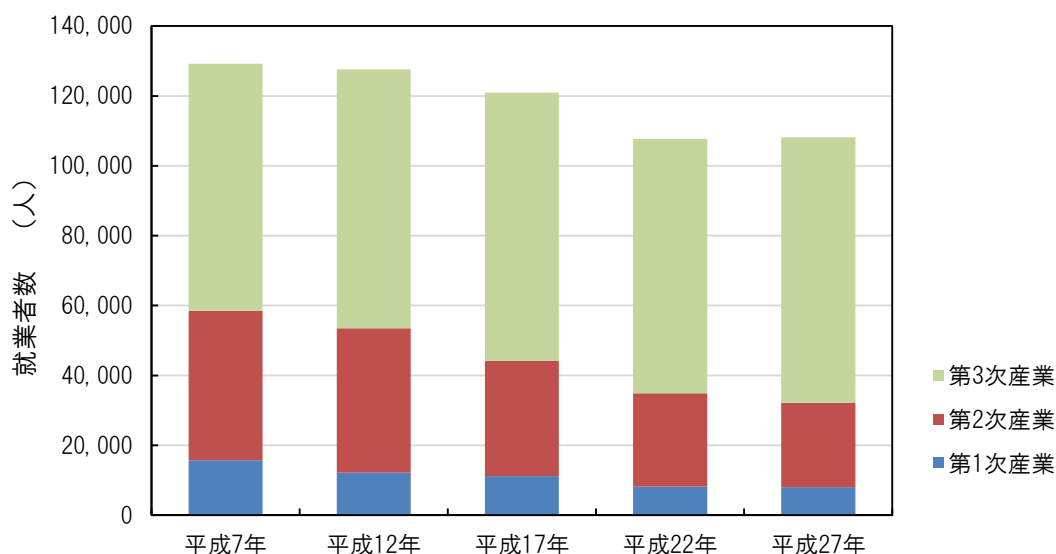
単位：人

年 市町	H7			H12			H17			H22			H27		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
鳥取市	10,198 (10.0%)	32,105 (31.6%)	59,435 (58.4%)	8,014 (7.8%)	31,642 (30.9%)	62,754 (61.3%)	7,419 (7.6%)	25,616 (26.1%)	64,934 (66.3%)	5,321 (6.1%)	20,825 (23.7%)	61,790 (70.2%)	5,219 (5.9%)	19,037 (21.4%)	64,810 (72.7%)
岩美町	1,440 (18.8%)	2,884 (37.7%)	3,335 (43.5%)	983 (14.0%)	2,735 (38.9%)	3,305 (47.1%)	903 (14.0%)	2,019 (31.3%)	3,522 (54.7%)	709 (12.7%)	1,666 (29.8%)	3,209 (57.5%)	661 (12.1%)	1,435 (26.3%)	3,354 (61.5%)
智頭町	733 (14.2%)	2,445 (47.4%)	1,979 (38.4%)	546 (11.8%)	2,161 (46.9%)	1,906 (41.3%)	425 (10.3%)	1,707 (41.4%)	1,988 (48.3%)	300 (8.8%)	1,258 (36.8%)	1,861 (54.4%)	395 (11.7%)	1,118 (33.1%)	1,863 (55.2%)
若桜町	629 (20.5%)	1,200 (39.2%)	1,236 (40.3%)	409 (16.2%)	946 (37.4%)	1,171 (46.4%)	333 (16.2%)	660 (32.0%)	1,066 (51.8%)	195 (11.6%)	538 (32.2%)	940 (56.2%)	198 (13.0%)	433 (28.5%)	886 (58.4%)
八頭町	2,730 (23.5%)	4,140 (35.7%)	4,730 (40.8%)	2,268 (20.6%)	3,791 (34.4%)	4,966 (45.0%)	2,121 (20.4%)	2,949 (28.3%)	5,333 (51.3%)	1,683 (18.4%)	2,401 (26.3%)	5,042 (55.3%)	1,513 (17.3%)	2,108 (24.1%)	5,140 (58.8%)
合計	15,730 (12.2%)	42,774 (33.1%)	70,715 (54.7%)	12,220 (9.6%)	41,275 (32.3%)	74,102 (58.1%)	11,201 (9.3%)	32,951 (27.2%)	76,843 (63.5%)	8,208 (7.6%)	26,688 (24.8%)	72,842 (67.6%)	7,986 (7.4%)	24,131 (22.3%)	76,053 (70.3%)
県	45,633 (14.0%)	99,257 (30.4%)	181,207 (55.6%)	36,741 (11.6%)	94,790 (29.8%)	186,316 (58.6%)	33,269 (11.1%)	75,543 (25.1%)	191,665 (63.8%)	26,791 (9.9%)	62,777 (23.1%)	182,150 (67.0%)	24,671 (9.1%)	59,764 (22.0%)	187,826 (69.0%)

注) 産業分類不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査報告」

◆図表 1-1-9 (2) 産業別就業人口の推移



### 3-2 交通網

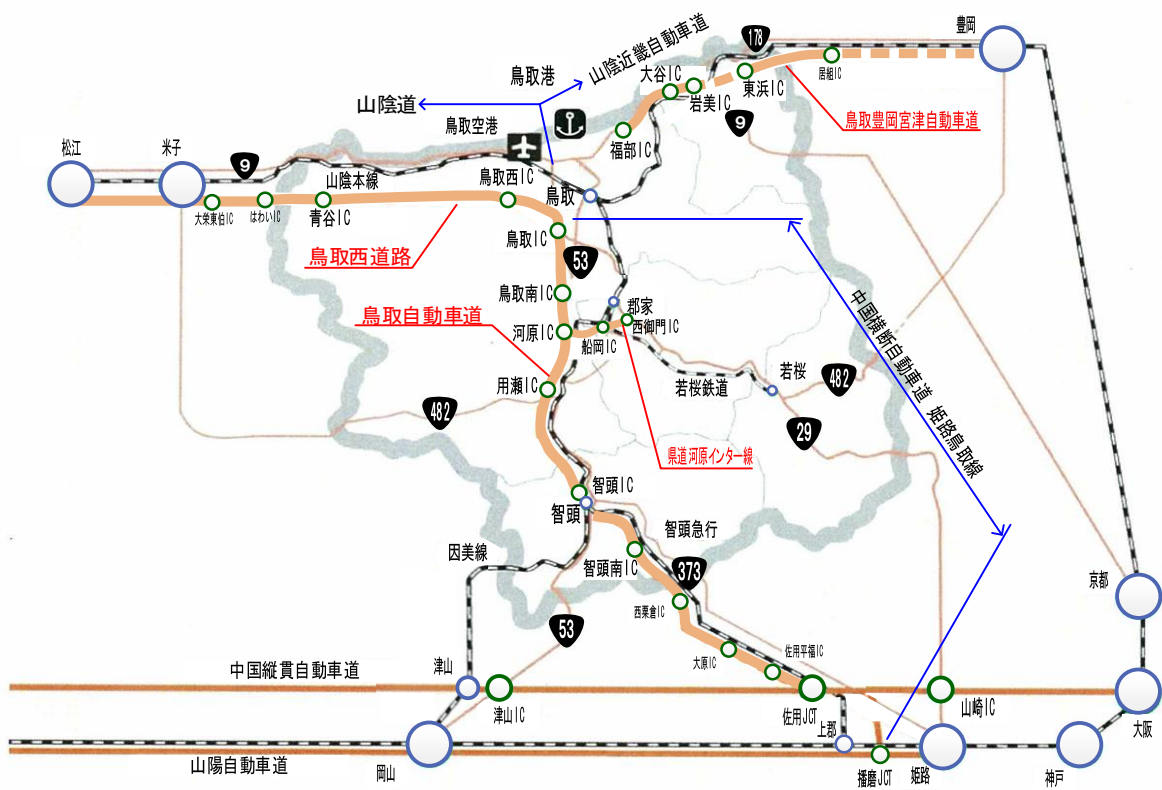
東部圏域の幹線交通網は、日本海沿いに東西に縦貫する国道9号（京都市～下関市）、中国山地を貫き山陽圏と結ぶ国道29号（鳥取市～姫路市）、53号（鳥取市～岡山市）、海岸沿いに舞鶴市へ至る国道178号（岩美町～舞鶴市）等の国道、日本海沿いに東西に走る山陰本線、関西圏と結ぶ智頭急行智頭線（図1-1-18では、「智頭急行」と記載。）、山陽圏と結ぶ因美線、因美線から分岐し若桜町へ至る若桜鉄道若桜線などの鉄道、鳥取市北部に位置する鳥取空港や鳥取港で形成されています。

鳥取空港では、これまで東京便が1日4往復就航していましたが、平成26年3月から5往復就航となりました。

鳥取港においては、砂・砂利等の建築資材の流通拠点として、西日本の日本海側の各港との交易が活発に行われているほか、中国、韓国から砂・石材等を輸入しています。

また、道路については、東部圏域と関西圏、山陽圏を結ぶ鳥取自動車道（鳥取市～中国道佐用ジャンクション）が平成25年3月に全線開通しました。加えて、鳥取～米子間を1時間で結ぶ山陰道と接続する鳥取西道路が供用開始（令和元年5月全線開通）され、さらには鳥取市から兵庫県但馬地域を経て京都府宮津市へ至る山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備も進められています。

◆図表 1-1-10 東部圏域・周辺地域の交通体系



出典：第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画（一部修正）

### 3-3 土地利用状況（生活環境に関する規制等）

東部圏域の面積は、1,518.22km<sup>2</sup>であり、鳥取県全体の約4割を占める県内最大の広域圏です。

東部圏域面積のうち、課税対象地は、約3割の473.85km<sup>2</sup>であり、半数以上の249.51km<sup>2</sup>を山林が占めています。また、宅地は1割に満たない36.60km<sup>2</sup>です。

◆図表 1-1-11 (1) 土地利用の状況（平成29年1月2日）

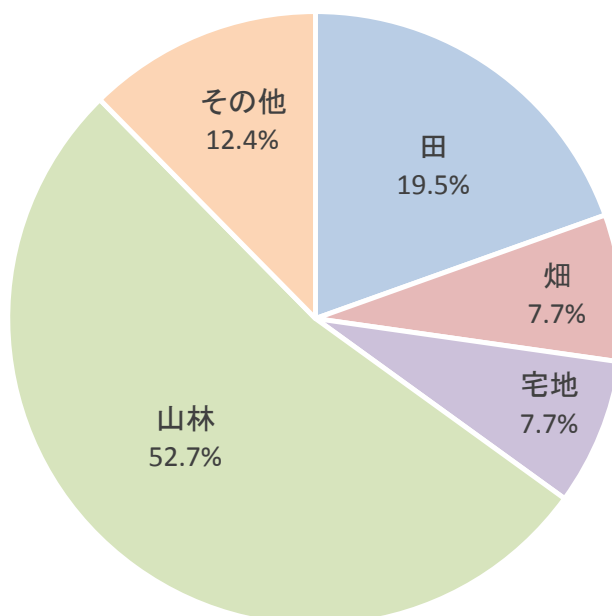
単位：km<sup>2</sup>

	総数	田	畑	宅地	山林	その他
鳥取市	295.42	60.31	25.23	28.55	139.64	41.69
岩美町	52.18	8.77	2.21	2.18	36.60	2.41
若桜町	28.64	2.69	1.89	0.68	20.46	2.92
智頭町	18.60	5.77	1.24	1.41	8.32	1.86
八頭町	79.01	14.99	6.05	3.78	44.49	9.69
合計	473.85	92.53	36.62	36.60	249.51	58.57

※免税対象地を除く。

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」

◆図表 1-1-11 (2) 土地利用の状況（平成29年1月2日）




## 4. 上位計画

### 4-1 第五次環境基本計画

平成30年4月17日に閣議決定されました。第五次環境基本計画に示される6つの重点戦略は、図表1-1-12のとおりです。

◆図表1-1-12 第五次環境基本計画における6つの重点施策

6つの重点戦略	
<p><b>①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大</li> <li>○税制全体のグリーン化の推進</li> <li>○サービサイジング、シェアリング・エコノミー</li> <li>○再エネ水素、水素サプライチェーン</li> <li>○都市鉱山の活用 等</li> </ul>  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p><b>②国土のストックとしての価値の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり</li> <li>○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)</li> <li>○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全</li> <li>○コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ</li> <li>○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等</li> </ul>  <p>土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p><b>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における「人づくり」</li> <li>○地域における環境金融の拡大</li> <li>○地域資源・エネルギーを活かした収支改善</li> <li>○国立公園を軸とした地方創生</li> <li>○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用</li> <li>○都市と農山漁村の共生・対流 等</li> </ul>  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p><b>④健康で心豊かな暮らしの実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な消費行動への転換(倫理的消費、COOL CHOICEなど)</li> <li>○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○低炭素で健康な住まいの普及</li> <li>○テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減</li> <li>○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理</li> <li>○良好な生活環境の保全 等</li> </ul>  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p><b>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)</li> <li>○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」</li> <li>○バイオマス由来の化成品創出(セルロースナノファイバー等)</li> <li>○AI等の活用による生産最適化 等</li> </ul>  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p><b>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境インフラの輸出</li> <li>○適応プラットフォームを通じた適応支援</li> <li>○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ</li> <li>○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等</li> </ul>  <p>日中省エネ・環境フォーラムに出席した中川環境大臣</p>

資料：環境省「第五次環境基本計画の概要」

### 4-2 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30年6月19日に閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標は、図表1-1-13のとおりです。

◆図表1-1-13 循環型社会形成推進基本計画における目標（抜粋）

<p><b>資源生産性=GDP/天然資源投入量</b></p> <p>2025年度目標:約49万円/トン(2000年度の約2倍)</p>	<p><b>家庭系食品ロス量</b></p> <p>2030年度目標:2000年度の半減(2000年度実績433万トン)</p>
<p><b>入口側の循環利用率=循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)</b></p> <p>2025年度目標:約18%(2000年度の約1.8倍)</p>	<p><b>1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く)</b></p> <p>2025年度目標:約850グラム/人/日</p>
<p><b>出口側の循環利用率=循環利用量/廃棄物等発生量</b></p> <p>2025年度目標:約47%(2000年度の約1.3倍)</p>	<p><b>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)</b></p> <p>2025年度目標:約440グラム/人/日</p>
<p><b>最終処分量(一般廃棄物)</b></p> <p>2025年度目標:約3百万トン(2000年度から約70%減)</p>	<p><b>一般廃棄物最終処分場の残余年数</b></p> <p>2022年度目標:20年分を維持</p>

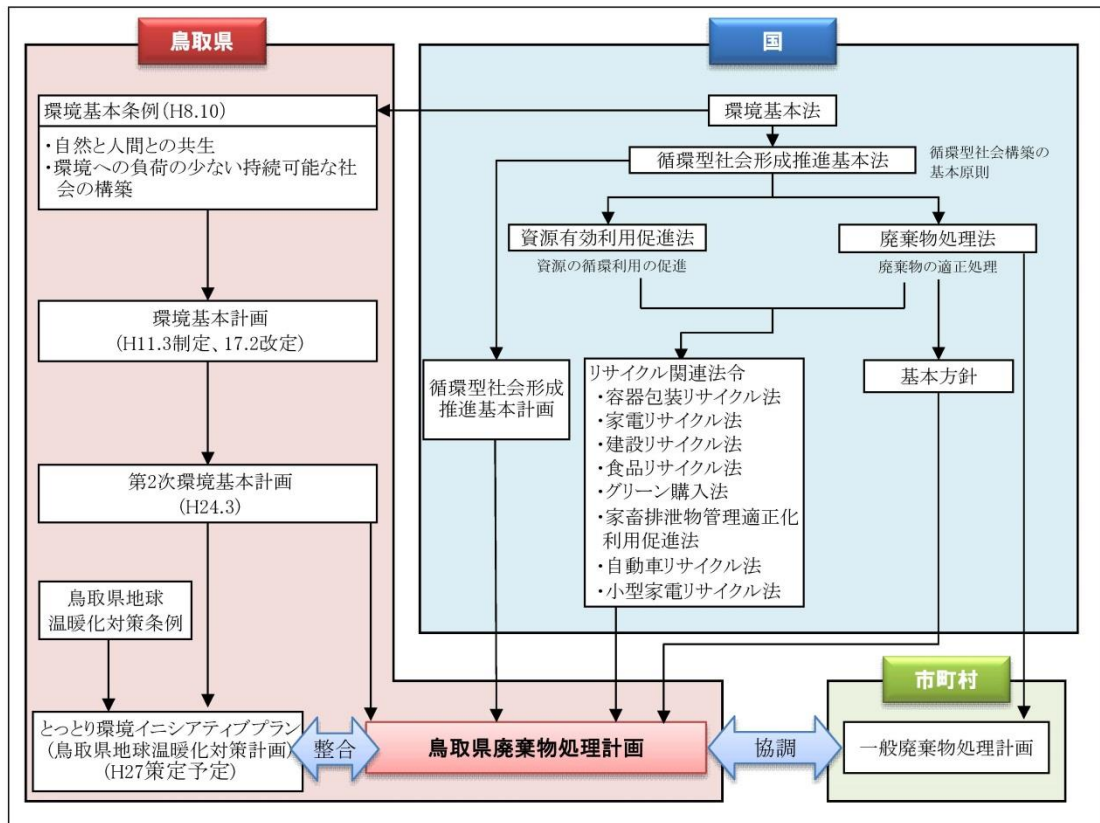
資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

### 4-3 鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画として、昭和 50 年に第 1 次の「鳥取県産業廃棄物処理計画」を策定し、また平成 13 年 7 月の第 5 次計画からは一般廃棄物を含めた「鳥取県廃棄物処理計画」を策定して、廃棄物の減量リサイクルと適正処理を進めてきました。さらに、平成 23 年 10 月の第 7 次計画では、「リサイクルフロンティアとっとり」の創造に向けた取組を行ってきました。

平成 28 年 3 月、豊かな自然との共生を図りながら循環型社会の構築に努めていくことを目的とし、ごみゼロ社会を目指した 4 R（リフューズ(Refuse)：断る、リデュース(Reduce)：減量化、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用) 実践の地域づくりを基本理念として、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定しています。

◆図表 1-1-14 鳥取県廃棄物処理計画の位置づけ



出典：鳥取県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）

◆図表 1-1-15 鳥取県廃棄物処理計画における一般廃棄物（ごみ）の目標値

	排出量	リサイクル率	最終処分量
平成 30 年度目標値	193 千トン	31%	20 千トン

出典：鳥取県廃棄物処理計画(平成 28 年 3 月)

#### 4-4 組合構成市町の総合計画

組合構成市町の総合計画における将来像及び基本目標は、以下のとおりです。

◆図表 1-1-16 組合構成市町の総合計画

鳥取市	計画名称	第10次鳥取市総合計画
	策定年月	平成28年4月
	将来像	いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市
	基本目標	① 安心して出産・子育てができ、すべての人が住みやすいまち ② 新しいにぎわいのあるまち ③ 地域に活力があるまち ④ 安心安全なまち ⑤ まちづくりを支える自立した自治体経営
岩美町	計画名称	第10次岩美町総合計画
	策定年月	平成28年12月
	将来像	みんながつながり 力をあわせ みんなの思いを実現するまち 岩美町 ～ 豊かなまちを子どもたちの未来につなげる ～
	基本目標	① みんなで地域を創り いつまでも楽しく暮らせるまち ② ふるさとを想う心を育み 心豊かに暮らせるまち ③ みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち ④ 美しい郷土を守り 地域の産業が栄えるまち ⑤ 豊かな自然を活かし 観光と交流で賑わうまち
智頭町	計画名称	第7次智頭町総合計画
	策定年月	平成29年3月
	将来像	一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ
	基本目標	① 森の恵みを活かしたまちづくり ② 安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり ③ 子どもから大人まで学びと成長のまちづくり ④ 地域や家族のつながりでつくるまちづくり
若桜町	計画名称	第9次若桜町総合計画
	策定年月	平成24年3月（平成29年3月 後期基本計画策定）
	将来像	豊かな自然と歴史・文化のなかで一人ひとりが元気に輝くまち
	基本目標	① 安全で快適なまちづくり ② 人にやさしい、支え合いのまちづくり ③ 豊かな心を育むまちづくり ④ 魅力あふれるまちづくり ⑤ 住民参加のまちづくり
八頭町	計画名称	第2次八頭町総合計画
	策定年月	平成27年3月
	将来像	人が輝き 未来が輝くまち 八頭町 ～豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち～
	基本目標	① 住民が主役のまちづくり ② やすらぎと生きがいのあるまちづくり ③ 安心安全な暮らしづくり ④ 環境共生のまちづくり ⑤ 活力のある産業づくり ⑥ こころ豊かな人づくり ⑦ 効率的で効果的な行政運営



## 第2節 ごみ処理の現況及び課題

### 1. ごみ処理フロー

平成30年度のごみ処理フローは図表1-2-2のとおりです。

平成30年度のごみの総排出量は68,878t（土石類を含み69,256t）で、そのうち56,900t（し渣を除く）が神谷清掃工場で、4,881t（土石類を含む）が鳥取県東部環境クリーンセンター（以下「環境クリーンセンター」という。）で、3,012tがいなばエコリサイクルセンター（民間委託）で、350tの生ごみが民間施設で各々処理されています。また、集団回収量3,172tと古紙類941tは直接資源化しています。

焼却灰や中間処理後の残渣等の最終処分量は7,970t（土石類を含む）です。集団回収を含む資源化量は9,970tであり、総排出量の14.5%でした。

### 2. ごみ処理体制

可燃ごみの焼却処理については、図表1-2-1のとおり鳥取市が行っています。なお、焼却残渣については、東部広域が埋立処分を行っています。

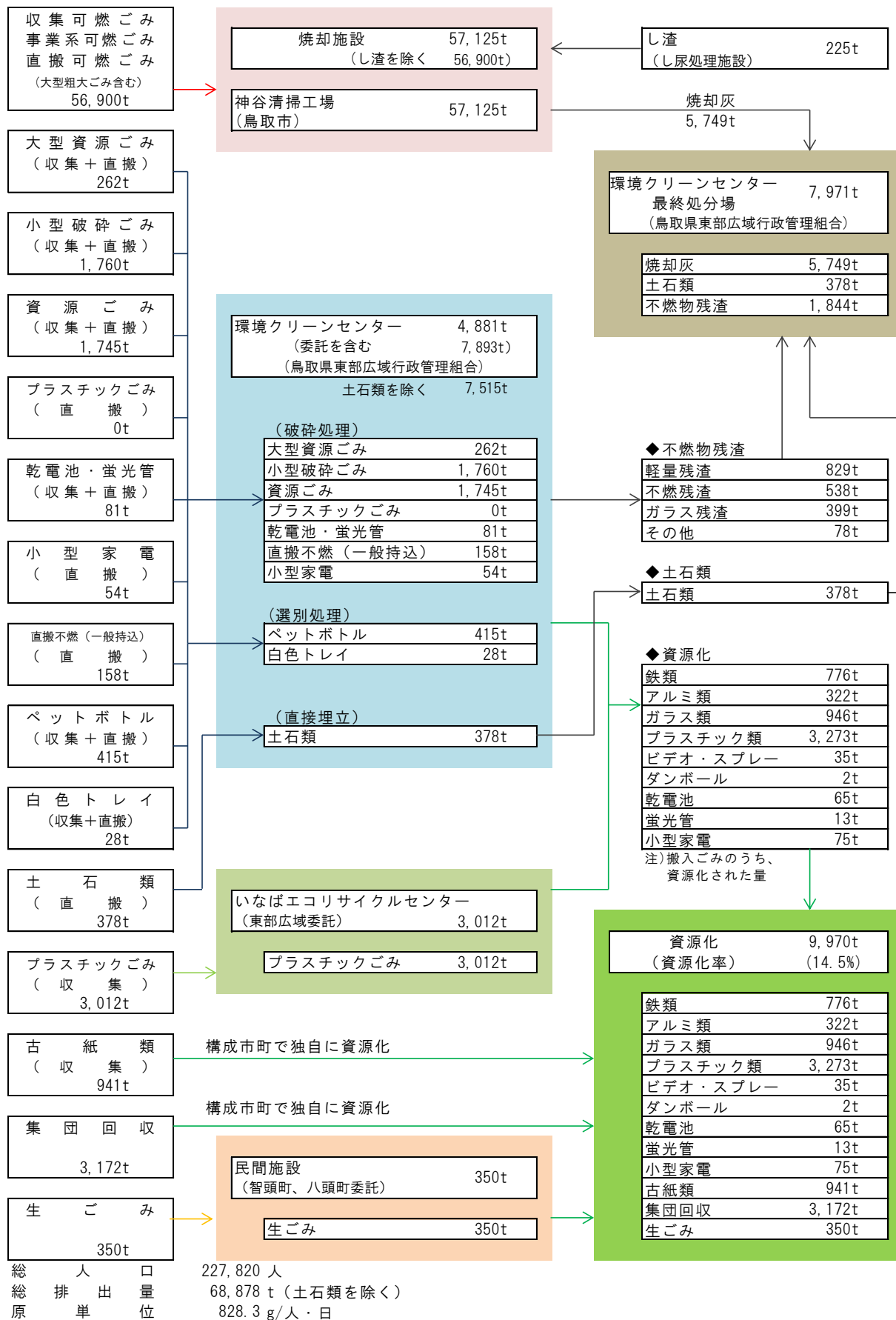
また、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理及び中間処理後の残渣の埋立処分は東部広域が行っています。

◆図表1-2-1 ごみ処理体制

市町	区分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分			
				可燃系	不燃系				
鳥取市	収集ごみ	住民	鳥取市	鳥取市	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)			
	事業ごみ	事業者	許可業者						
	直接搬入ごみ	住民・事業者							
岩美郡 岩美町	収集ごみ	住民	岩美町	鳥取市に委託	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)			
	事業ごみ	事業者							
	直接搬入ごみ	住民・事業者							
八頭郡	智頭町	収集ごみ	住民				智頭町	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)
		事業ごみ	事業者						
		直接搬入ごみ	住民・事業者						
	若桜町	収集ごみ	住民				若桜町		
		事業ごみ	事業者						
		直接搬入ごみ	住民・事業者						
八頭町	収集ごみ	住民	八頭町						
	事業ごみ	事業者	許可業者						
	直接搬入ごみ	住民・事業者							



◆図表 1-2-2 ごみ処理フロー（平成 30 年度）



### 3. 分別方法

平成30年度における収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器は図表1-2-3に示すとおりです。分別区分は、古紙類の分別収集を行っている鳥取市、岩美町、八頭町では9種分別、智頭町、若桜町では8種分別です。

ごみの収集方法は、主にステーション方式（古紙類については一部、拠点回収）を採用し、可燃ごみの排出容器は、5市町とも各々で指定袋を採用しています。

処理手数料の状況は、図表1-2-4に示すとおりとなっています。

◆図表1-2-3 収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器

項目	分別区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
収集頻度	可燃ごみ	2回/週 (一部、1回/月)	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
	プラスチックごみ	1回/週 (一部、2回/月)	1回/週	3回/月	3~4回/月	1回/週
	小型 破碎ごみ	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	1回/月	1~2回/月	1回/月
	資源ごみ (ビン・缶)	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	3回/月	1回/週	3回/月
	資源ごみ (ペットボトル)	2回/月 (一部、1回/月)	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月
	資源ごみ (白色トレイ)	1回/週 (一部、1回/月)	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月
	資源ごみ (古紙類)	1回/月	2回/月	—	—	1回/2ヶ月
	大型 資源ごみ	申し込み制	3回/年	1回/月	1回/月	1回/月
	乾電池 ・蛍光管	6回/年	2回/月	3回/年	4回/年	3回/年
収集方法	古紙類以外	ステーション方式 大型ごみは 戸別収集	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
	古紙類	ステーション方式	ステーション方式	—	拠点回収	ステーション方式
排出容器	可燃ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
	プラスチックごみ	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋
	小型 破碎ごみ	直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ (ビン・缶)	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ (ペットボトル)	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	直接回収容器	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (ビニール袋)
	資源ごみ (白色トレイ)	直接回収容器	直接回収容器	指定袋	指定袋	指定袋
	資源ごみ (古紙類)	ひも	ひも	—	ひも	ひも
	大型 資源ごみ	指定無し	指定無し	指定無し	指定無し	指定無し
	乾電池 ・蛍光管	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し

◆図表 1-2-4 処理手数料の状況

## 〔収集ごみ〕

市町名	ごみ種類	処理手数料：指定袋代（手数料含む）	
		家庭系	事業系
鳥取市	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（30ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：30円/枚 極小（10ℓ）：15円/枚	
	プラスチックごみ	大（45ℓ）：30円/枚 中（30ℓ）：20円/枚 小（20ℓ）：15円/枚	
岩美町	可燃ごみ	大（45ℓ）：25円/枚 中（30ℓ）：23円/枚 小（20ℓ）：20円/枚	（60ℓ）：93円/枚
智頭町	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（35ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：25円/枚	
	プラスチックごみ ペットボトル 食品トレイ	（45ℓ）：30円/枚	
若桜町	可燃ごみ	大（48ℓ）：42円/枚 中（37ℓ）：36円/枚 小（25ℓ）：24円/枚	（48ℓ）：91円/枚
八頭町	可燃ごみ プラスチックごみ 食品トレイ	大（48ℓ）：35円/枚 中（37ℓ）：30円/枚 小（24ℓ）：25円/枚	

注）若桜町と八頭町の指定袋の容量は、他自治体の寸法と容量より算出した。

## 〔直接搬入ごみ〕


市町名	ごみ種類	処理手数料
鳥取市	可燃ごみ	積載量10 kgまで120円/台 （10 kgを超えるときは、10 kg増やす毎に120円加算）
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
岩美町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
智頭町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
若桜町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
八頭町	可燃ごみ	許可業者のみ直接搬入できるが、持ち込む場合 鳥取市と同様の料金
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき370円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）

注）不燃ごみとは、白色トレイ、プラスチックごみ、ペットボトル、乾電池等、大型資源ごみ、土石類

## 4. ごみ処理施設の概要

東部圏域から発生する一般廃棄物（ごみ）を処理する施設の概要は、図表 1-2-5～1-2-7 のとおりです。


◆図表 1-2-5 可燃物処理施設

神谷清掃工場 	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	処理能力	270 t / 24 h (2 炉)
	処理方式	ストーカ (全連続式)
	竣工年月	平成 4 年 1 月
	管理者	鳥取市
	所在地	鳥取市西今在家 228 番地

◆図表 1-2-6 不燃物処理施設

環境クリーンセンター (リファレンいなば) 	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	小型破碎ごみ、資源ごみ (ビン、缶)、 大型資源ごみ、ペットボトル、白色トレイ、 乾電池・蛍光灯
	処理能力	84.25 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包
	竣工年月	平成 9 年 3 月
	管理者	東部広域
いなばエコ・リサイクル センター 	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	プラスチックごみ
	処理能力	18.4 t / 8 h
	処理方式	選別・圧縮・梱包
	竣工年月	平成 18 年 3 月
	管理者	因幡環境整備株式会社 (東部広域が中間処理を委託している。)
所在地	鳥取市船木 118 番地 1	

◆図表 1-2-7 最終処分場

環境クリーンセンター (最終処分場) 	埋立対象物	不燃物中間処理残渣、可燃物処理施設から発生する焼却灰
	埋立容量	486,000m <sup>3</sup>
	竣工年月	平成9年3月
	管理者	鳥取県東部広域行政管理組合
	所在地	鳥取市伏野 2220 番地

◆図表 1-2-8 施設位置図



## 5. ごみ排出量の実績

ごみ総排出量の実績は、減少しています。

平成 30 年度は、ごみ総排出量 68,878 t、排出原単位 828.3 g/人・日であり、平成 21 年度に比べそれぞれ 14.5%、4.7%の減少となっています。

◆図表 1-2-9 (1) ごみ排出量の実績

年度	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口 (人)	243,382	241,922	240,577	238,663	236,499
可燃系ごみ (t)	64,007	61,446	61,960	61,108	60,571
不燃系ごみ (t)	8,236	8,112	8,125	7,998	7,884
集団回収 (t)	5,378	4,872	4,538	4,314	4,187
合計 (t)	77,621	74,430	74,623	73,420	72,642
(t/日)	212.66	203.93	204.43	201.16	199.02
排出原単位 (g/人・日)	873.8	842.9	849.8	842.8	841.5

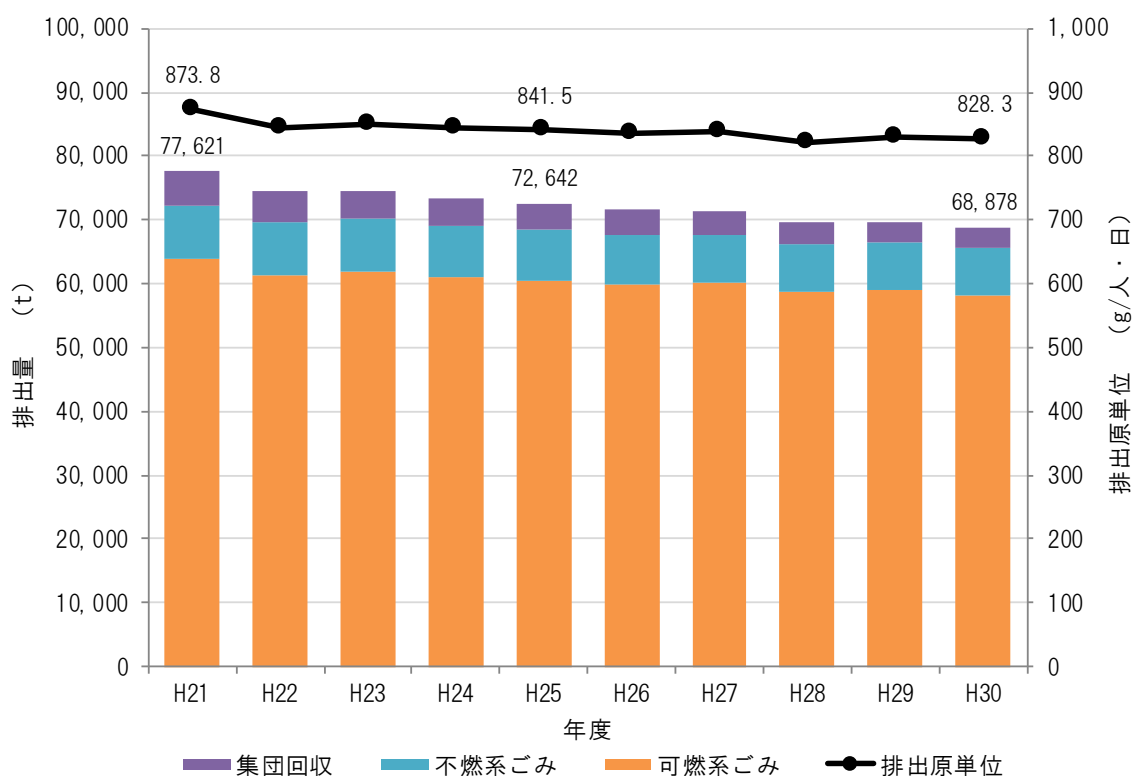
  

年度	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口 (人)	234,873	233,251	231,586	229,973	227,820
可燃系ごみ (t)	60,020	60,119	58,727	59,041	58,191
不燃系ごみ (t)	7,621	7,623	7,447	7,495	7,515
集団回収 (t)	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計 (t)	71,573	71,364	69,531	69,694	68,878
(t/日)	196	196	190	191	189
排出原単位 (g/人・日)	834.9	838.2	822.6	830.3	828.3

注)・し渣を除く

・排出原単位：一人一日あたり排出量(g/人・日)＝一日排出量(t/日)÷総人口(人)×10<sup>6</sup>

◆図表 1-2-9 (2) ごみ排出量の実績



ごみ区分別排出量は、図表 1-2-10 に示すように、事業系可燃ごみ、直搬不燃（一般持込）が増加している他、収集大型資源ごみ、収集ペットボトルが平成 28 年度以降増加に転じています。

◆図表 1-2-10 ごみ区分別排出量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
収集ごみ	47,641	45,444	45,540	44,582	43,843
可燃ごみ	36,322	34,824	35,319	34,773	34,303
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破碎ごみ	1,883	1,827	1,922	1,957	1,893
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
古紙類	3,157	2,574	2,173	1,882	1,737
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
直接搬入ごみ	24,415	23,864	24,221	24,135	24,185
事業系可燃ごみ	21,158	20,674	21,000	20,977	21,085
直搬可燃ごみ	3,183	3,124	3,144	3,087	3,019
大型資源ごみ	-	-	-	-	-
プラスチックごみ	-	-	-	-	-
小型破碎ごみ	6	2	3	2	1
資源ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-	-
直搬不燃（一般持込）	68	64	74	69	80
乾電池・蛍光管	-	-	-	-	-
小型家電	-	-	-	-	-
生ごみ	187	250	324	389	427
集団回収	5,378	4,872	4,538	4,314	4,187
合 計	77,621	74,430	74,623	73,420	72,642

年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集ごみ	42,853	42,548	41,147	41,011	40,137
可燃ごみ	33,919	33,725	32,675	32,650	31,907
大型資源ごみ	224	220	227	247	256
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破碎ごみ	1,780	1,802	1,730	1,737	1,752
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
古紙類	1,404	1,314	1,164	1,056	941
乾電池・蛍光管	85	82	80	82	81
直接搬入ごみ	24,375	24,779	24,648	25,150	25,219
事業系可燃ごみ	21,138	21,474	21,313	21,790	22,086
直搬可燃ごみ	3,146	3,191	3,195	3,170	2,907
大型資源ごみ	2	3	1	4	6
プラスチックごみ	-	-	-	-	-
小型破碎ごみ	1	1	7	8	8
資源ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-	-
直搬不燃（一般持込）	81	88	99	127	158
乾電池・蛍光管	-	-	-	-	-
小型家電	7	22	33	51	54
生ごみ	413	415	380	375	350
集団回収	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合 計	71,573	71,364	69,531	69,694	68,878

注) し渣を除く

## 6. 再生利用量の実績

中間処理後再生利用量は概ね横ばい状態ですが、直接資源化量（古紙類）や集団回収量の減少が全体量の減少要因となっており、平成 30 年度の再生利用量は 9,970 t です。平成 21 年度に比べ 4,471 t の減少となっています。

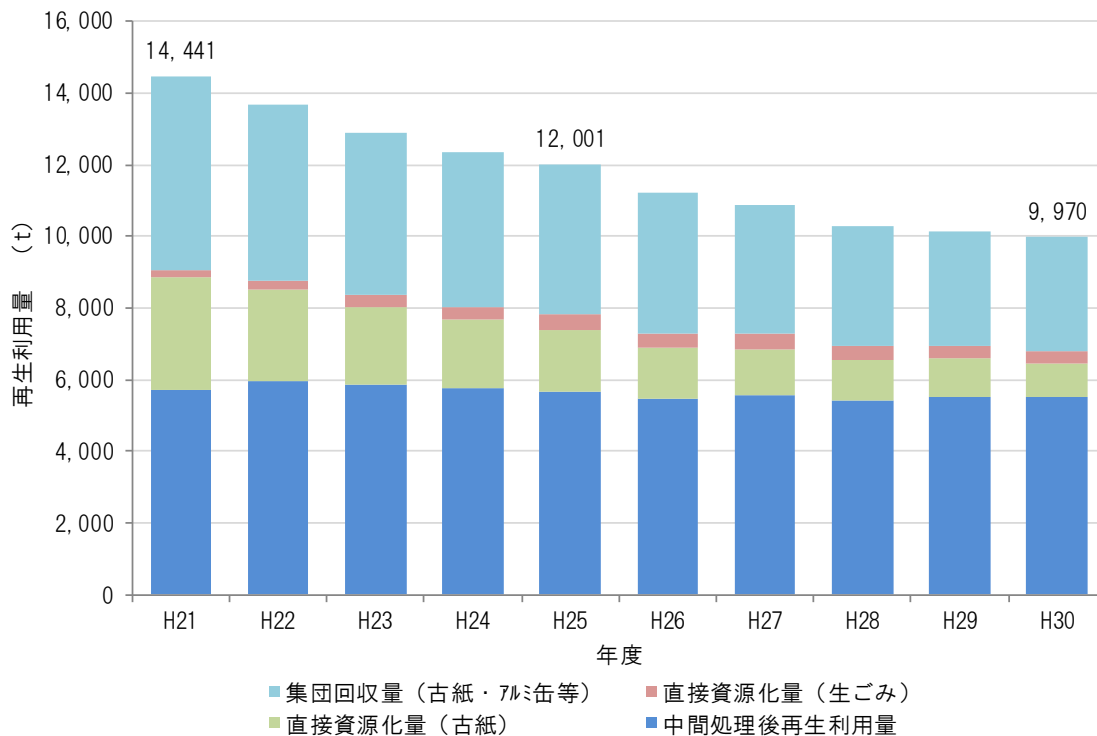
◆図表 1-2-11 (1) 再生利用量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
中間処理後再生利用量	5,719	5,952	5,862	5,772	5,650
直接資源化量（古紙）	3,157	2,574	2,173	1,882	1,737
直接資源化量（生ごみ）	187	250	324	389	427
集団回収量（古紙・アルミ缶等）	5,378	4,872	4,538	4,314	4,187
合計	14,441	13,648	12,897	12,357	12,001

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中間処理後再生利用量	5,479	5,540	5,399	5,520	5,507
直接資源化量（古紙）	1,404	1,314	1,164	1,056	941
直接資源化量（生ごみ）	413	415	380	375	350
集団回収量（古紙・アルミ缶等）	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計	11,228	10,891	10,299	10,109	9,970

◆図表 1-2-11 (2) 再生利用量の実績





## 7. 収集運搬量の実績

家庭から排出されるごみの収集運搬量の実績は減少しており、平成30年度は40,137 tです。特に可燃ごみ、資源ごみ、古紙類が大きく減少しています。

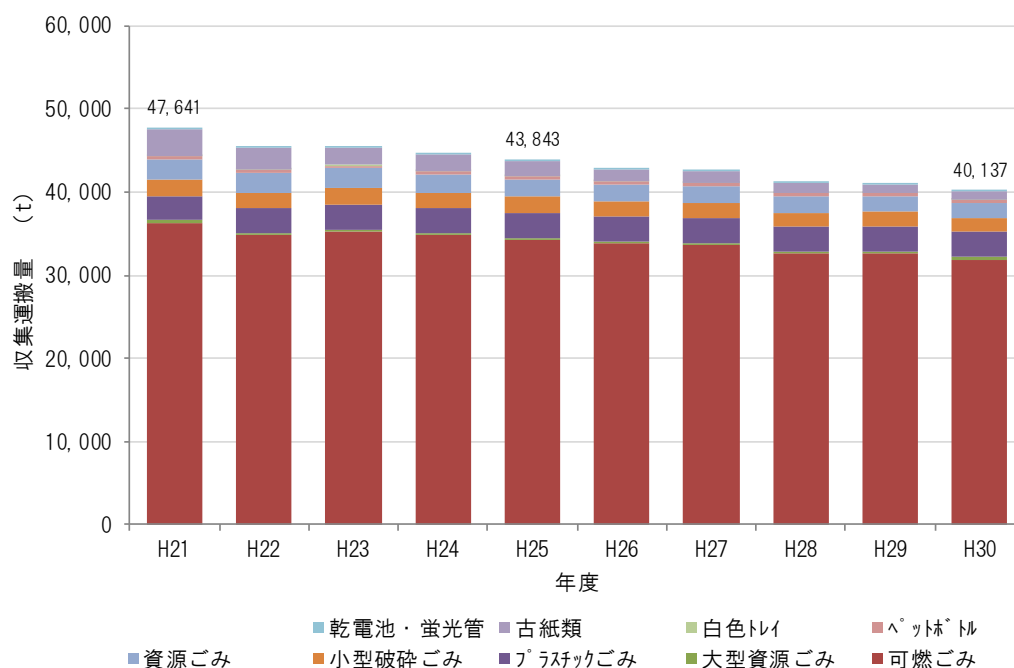
◆図表 1-2-12 (1) 収集運搬量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
可燃ごみ	36,322	34,824	35,319	34,773	34,303
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破碎ごみ	1,883	1,827	1,922	1,957	1,893
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
古紙類	3,157	2,574	2,173	1,882	1,737
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
合計	47,641	45,444	45,540	44,582	43,843

年度	H26	H27	H28	H29	H30
可燃ごみ	33,919	33,725	32,675	32,650	31,907
大型資源ごみ	224	220	227	247	256
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破碎ごみ	1,780	1,802	1,730	1,737	1,752
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
古紙類	1,404	1,314	1,164	1,056	941
乾電池・蛍光管	85	82	80	82	81
合計	42,853	42,548	41,147	41,011	40,137

◆図表 1-2-12 (2) 収集運搬量の実績



## 8. 中間処理量の実績

中間処理量の実績は、可燃系ごみ及び不燃系ごみともに、減少傾向を示しています。

平成30年度の中間処理量は64,415tで、可燃系ごみが56,900t、不燃系ごみが7,515tで可燃系ごみが88%を占めています。

◆図表 1-2-13 (1) 中間処理量の実績

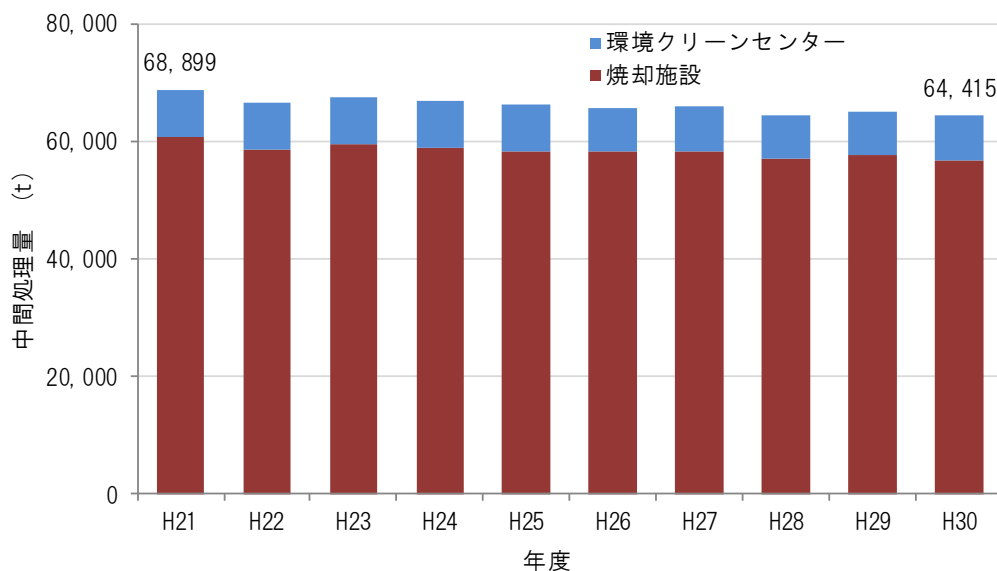
単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
焼却施設	60,663	58,622	59,463	58,837	58,407
可燃ごみ	60,663	58,622	59,463	58,837	58,407
環境クリーンセンター	8,236	8,112	8,125	7,998	7,884
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破砕ごみ	1,889	1,829	1,925	1,959	1,894
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
直搬不燃	68	64	74	69	80
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
小型家電	0	0	0	0	0
合計	68,899	66,734	67,588	66,835	66,291

年度	H26	H27	H28	H29	H30
焼却施設	58,203	58,390	57,183	57,610	56,900
可燃ごみ	58,203	58,390	57,183	57,610	56,900
環境クリーンセンター	7,621	7,623	7,447	7,495	7,515
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破砕ごみ	1,781	1,803	1,737	1,745	1,760
大型資源ごみ	226	223	228	251	262
直搬不燃	81	88	99	127	158
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
乾電池・蛍光管	85	82	80	82	81
小型家電	7	22	33	51	54
合計	65,824	66,013	64,630	65,105	64,415

注) し渣を除く

◆図表 1-2-13 (2) 中間処理量の実績



## 9. 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、減少傾向です。

平成 30 年度の最終処分量は 7,971 t で、その約 7 割が焼却灰となっています。

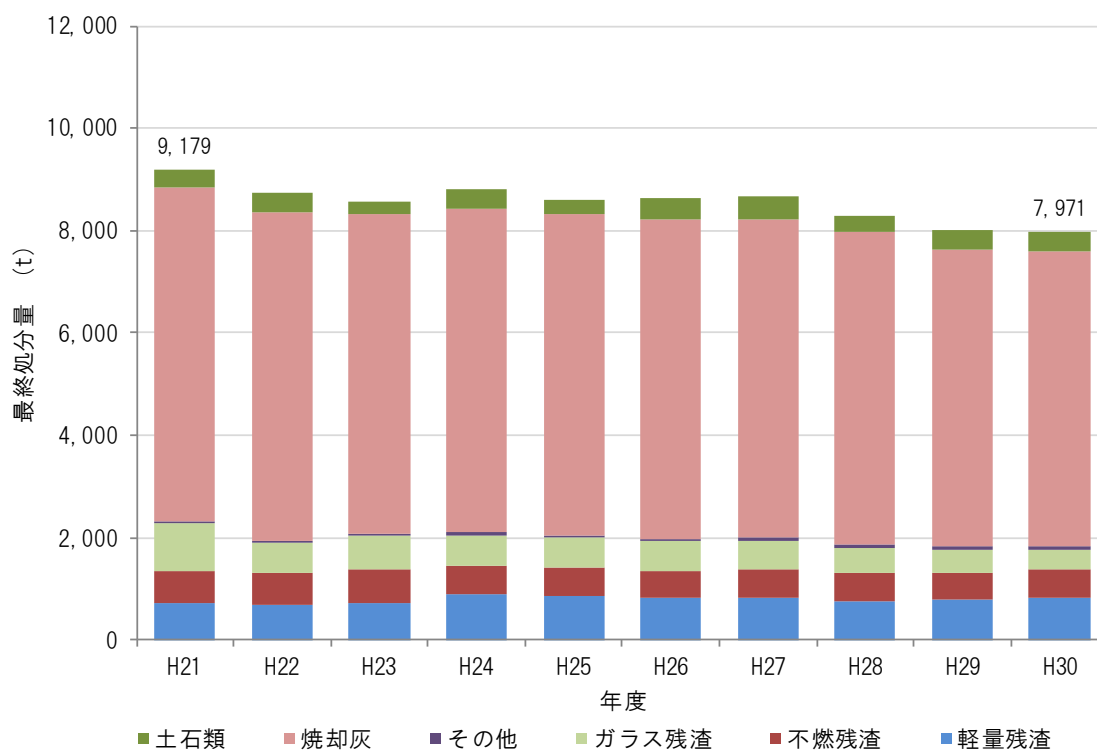
◆図表 1-2-14 (1) 最終処分量の実績

単位：t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
軽量残渣	712	675	716	895	878
不燃残渣	649	640	683	568	553
ガラス残渣	936	577	642	596	577
その他	36	38	32	36	40
焼却灰	6,521	6,430	6,244	6,341	6,265
土石類	325	377	237	383	280
合計	9,179	8,737	8,554	8,819	8,593

年度	H26	H27	H28	H29	H30
軽量残渣	833	837	746	793	829
不燃残渣	530	535	554	532	538
ガラス残渣	575	580	497	437	399
その他	43	53	70	69	78
焼却灰	6,241	6,206	6,122	5,816	5,749
土石類	421	466	283	375	378
合計	8,642	8,675	8,273	8,021	7,971

◆図表 1-2-14 (2) 最終処分量の実績



## 10. 既定計画目標値の達成状況

既定計画においては、『ごみ処理有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止する。』を方針とし、1人1日あたりのごみ排出量を維持することを目標として、人口の減少による年間ごみ量の減少を見込みました。

◆図表 1-2-15 ごみ排出量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
収集ごみ	<b>43,843</b>	<b>40,137</b>	<b>43,208</b>	<b>42,968</b>
可燃ごみ	34,303	31,907	33,644	33,459
大型資源ごみ	245	256	219	219
プラスチックごみ	3,019	3,012	2,938	2,924
小型破碎ごみ	1,893	1,752	1,895	1,884
資源ごみ	2,150	1,745	2,131	2,121
ペットボトル	377	415	358	354
白色トレイ	35	28	38	38
古紙類	1,737	941	1,897	1,881
乾電池・蛍光管	84	81	88	88
直接搬入ごみ	<b>24,185</b>	<b>25,219</b>	<b>24,134</b>	<b>24,134</b>
事業系可燃ごみ	21,085	22,086	20,976	20,976
直搬可燃ごみ	3,019	2,907	3,085	3,085
大型資源ごみ	0	6	0	0
プラスチックごみ	0	0	0	0
小型破碎ごみ	1	8	4	4
資源ごみ	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0
直搬不燃（一般持込）	80	158	69	69
乾電池・蛍光管	0	0	0	0
小型家電	-	54	-	-
生ごみ	<b>427</b>	<b>350</b>	<b>387</b>	<b>387</b>
集団回収	<b>4,187</b>	<b>3,172</b>	<b>4,191</b>	<b>4,164</b>
合計	<b>72,642</b>	<b>68,878</b>	<b>71,920</b>	<b>71,653</b>

注)・し渣を除く

◆図表 1-2-16 収集運搬量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
可燃ごみ	34,303	31,907	33,644	32,223
大型資源ごみ	245	256	219	255
プラスチックごみ	3,019	3,012	2,938	3,045
小型破碎ごみ	1,893	1,752	1,895	1,774
資源ごみ	2,150	1,745	2,131	1,766
ペットボトル	377	415	358	416
白色トレイ	35	28	38	30
古紙類	1,737	941	1,897	950
乾電池・蛍光管	84	81	88	81
合計	<b>43,843</b>	<b>40,137</b>	<b>43,208</b>	<b>40,540</b>

◆図表 1-2-17 中間処理量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
焼却施設	<b>58,578</b>	<b>57,125</b>	<b>59,346</b>	<b>59,153</b>
可燃ごみ	58,407	56,900	57,705	57,520
し渣（し尿処理施設）	171	225	153	153
プラスチックごみ	-	-	623	620
環境クリーンセンター軽量残渣	-	-	865	860
環境クリーンセンター （破砕対象ごみ）	<b>2,219</b>	<b>2,180</b>	<b>2,187</b>	<b>2,176</b>
大型資源ごみ	245	262	219	219
小型破砕ごみ	1,894	1,760	1,899	1,888
直搬不燃ごみ	80	158	69	69
環境クリーンセンター （資源化対象ごみ）	<b>5,665</b>	<b>5,335</b>	<b>4,930</b>	<b>4,905</b>
プラスチックごみ	3,019	3,012	2,315	2,304
びん・缶	2,150	1,745	2,131	2,121
ペットボトル	377	415	358	354
白色トレイ	35	28	38	38
乾電池・蛍光管	84	81	88	88
小型家電	-	54	-	-
合計	<b>66,462</b>	<b>64,640</b>	<b>66,463</b>	<b>66,234</b>

◆図表 1-2-18 最終処分量の実績と既定計画目標値

単位：t

年度	(実績)		(既定計画目標値)	
	H25	H30	H30	R1
焼却残渣（焼却灰）	6,265	5,749	6,220	6,200
軽量残渣	878	829	865	860
不燃残渣	553	538	549	546
ガラス残渣	577	399	576	573
その他	40	78	35	35
土石類	280	378	337	337
合計	<b>8,593</b>	<b>7,971</b>	<b>8,582</b>	<b>8,551</b>

◆図表 1-2-19 既定計画目標値の達成状況

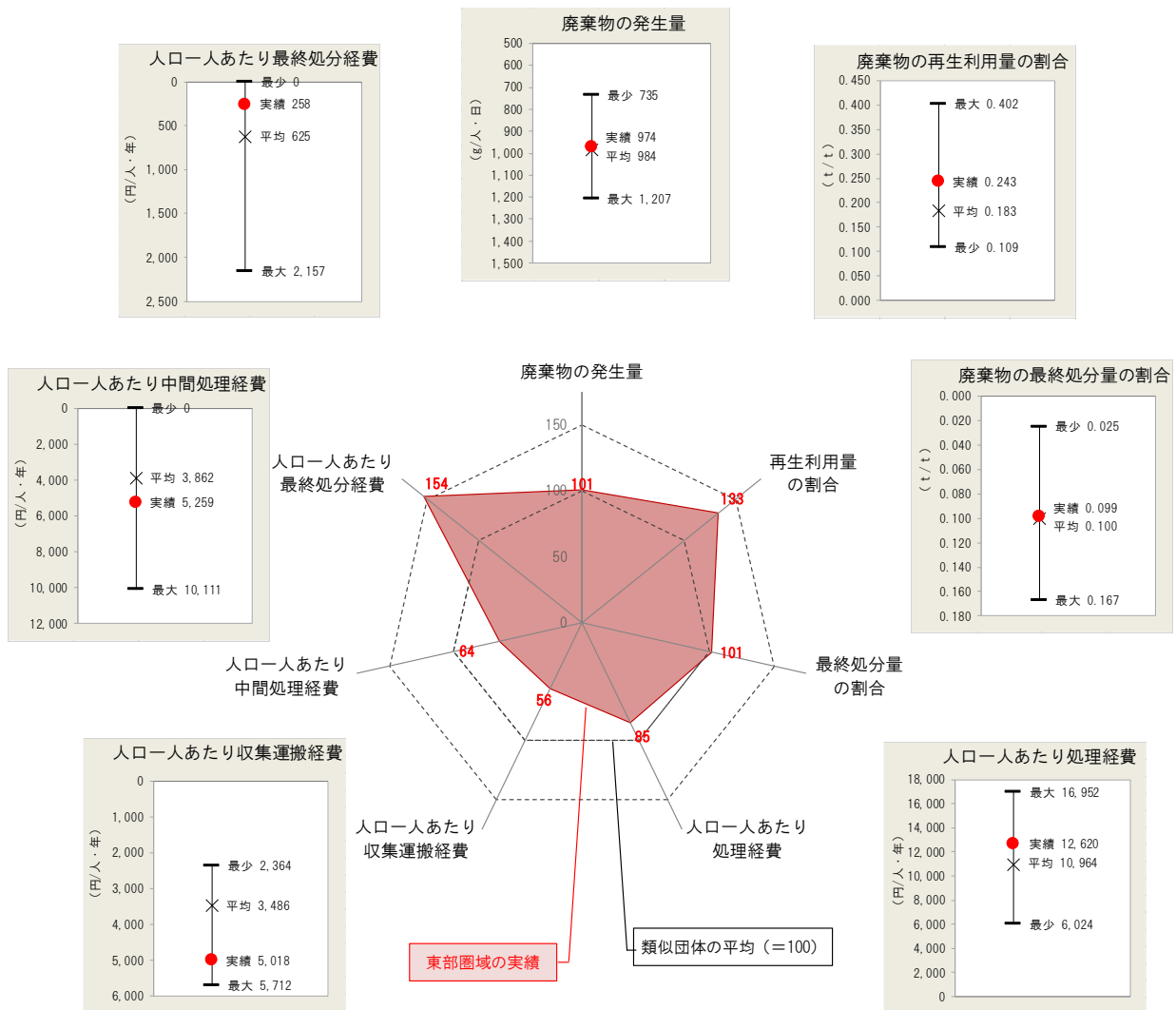
目標設定項目	ごみ排出量	収集運搬量	中間処理量	最終処分量
達成状況	平成30年度 時点で達成	平成30年度 時点で達成	平成30年度 時点で達成	平成30年度 時点で達成

## 1.1. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理事業実態調査（平成 29 年度実績）をもとに、類似団体（23 市及び一部事務組合）との比較による評価を行った結果は、以下のとおりです。

【東部広域の状況】人口：229,973 人（H29.10.1）	面積：1,518.220 km <sup>2</sup>
分別収集の類型	：類型Ⅱ（ただし、紙製容器包装は区分なし）
処理システムの概要	：○中間処理：焼却施設（市）、粗大ごみ処理施設（一部事務組合） ○最終処分：管理型最終処分場（一部事務組合）

◆図表 1-2-20 一般廃棄物処理システム分析比較表



### 【評価項目と指数の算出方法】

指数	指数化の方法	指数の見方
1 廃棄物の発生量 (kg/人・日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
2 廃棄物の再生利用率の割合 (t/t)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
3 廃棄物の最終処分量の割合 (t/t)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
4 人口一人あたり処理経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
5 人口一人あたり収集運搬経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
6 人口一人あたり中間処理経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
7 人口一人あたり最終処分経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる

※詳細は、添付資料 2 参照（掲載ページ：資料 2-1～資料 2-3）

◆図表 1-2-21 一般廃棄物処理システム分析比較表の評価と課題

項目	評価	課題等
廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して1%小さい値を示しています。</li> <li>➤ ごみ発生量は、全国的に減少傾向にあり、東部圏域のごみ発生量も減少傾向が継続しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部圏域のごみ発生量は、減少傾向にありますが、近年、減少傾向が鈍化しています。</li> </ul>
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して33%大きい値を示しています。</li> <li>➤ 再生利用量は、ごみ発生量の減少とともに減少していますが、中間処理後の再生利用量は概ね維持できています。</li> <li>➤ 直接資源化している古紙類と集団回収量が減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙類の減少は、新聞や雑誌の発行数の減少が一つの要因と考えられますが、プラスチック類も含め、分別徹底により再生利用量を維持していく必要があります。</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して1%小さい値を示しています。</li> <li>➤ 最終処分量も、再生利用量等と同様にごみ発生量の減少とともに減容しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで埋立対象であった軽量残渣等を新可燃物処理施設で処理するなど、新たな取り組みが必要です。</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 類似団体との比較において、平均値に対して人口一人あたり処理経費は15%、中間処理経費は36%大きい値を示しています。</li> <li>➤ 人口一人あたり収集運搬経費は、類似団体平均値に対して44%大きい値を示していますが、東部圏域の総面積1,518 km<sup>2</sup>に対し、類似団体の平均面積は376 km<sup>2</sup>であり、およそ4倍の面積からごみを収集していることを考慮すると、現状の収集運搬は、非常に効率的に行われていると考えられます。</li> <li>➤ 最終処分経費は平均値に対して54%小さい値を示しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬経費は、施設の集約化を進めることで増加すると考えられますので、より効率的な収集運搬体制を構築していく必要があります。</li> <li>・ 中間処理経費は、処理の効率化を図ることで低減が見込まれます。処理施設の能力を最大限に発揮させるため、適正な維持管理が必要です。</li> <li>・ 最終処分経費は、既存最終処分場の使用を継続することで現状を維持できますが、埋立が完了してしまえば新施設の整備が必要となるため、埋立物の削減による延命化が必要です。</li> </ul>

## 1 2. 課題の抽出

東部圏域のごみ処理の現状を踏まえ、次のとおり、課題を整理しました。

### 1 2-1 排出に関する事項

- ・収集可燃ごみには、古紙類や容器包装プラスチックなどの混入が散見されます。再利用できる古紙、汚れていない容器包装プラスチックなどの分別の徹底を継続していくことが必要です。
- ・民間委託による生ごみの資源化は、平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度以降減少傾向に転じています。事業の効果を明確にして、普及啓発を継続する必要があります。
- ・可燃ごみの約 4 割を占める事業系可燃ごみは、平成 26 年度まで概ね横ばいで推移していましたが、近年は増加傾向となっており、減量化を推進する施策の検討が必要です。
- ・高齢者・障がい者の方においては、集積所へのごみ排出が困難な場合があり、住民サービスや福祉の面での取り組みを充実させる必要があります。

### 1 2-2 収集・運搬に関する事項

- ・収集運搬経費は、施設の集約化による運搬距離、運搬時間の増加にともない増加すると考えられます。また、運搬距離、運搬時間の増加により、収集時間に遅れが生じると、悪臭の発生や景観を損なうなど、環境への負荷が増加します。収集運搬に係る経費や環境負荷を低減するために、より効率的な収集体制等について継続して検討する必要があります。
- ・収集運搬における二酸化炭素等の地球温暖化ガス排出量を削減するために、ハイブリッド車等の導入を推進する必要があります。

### 1 2-3 中間処理に関する事項

- ・資源化施設では老朽化に伴い維持・補修費が増大することが予測されるため、供用期間や次期施設の整備時期を考慮して、有効な維持管理計画を検討する必要があります。
- ・現有施設（神谷清掃工場及び環境クリーンセンター）の能力を維持し安定した処理が行えるよう、適切な運転管理・施設維持が必要です。また、新可燃物処理施設の供用開始後は、その能力を最大限に発揮させるため、最適な運転管理体制を構築する必要があります。



#### 12-4 最終処分に関する事項

- ・最終処分場の埋立容量は限られています。最終処分量の約7割を占める焼却灰については、セメント原料化や山元還元<sup>\*</sup>等の有効利用について検討する必要があります。
- ・残りの約3割は不燃物処理施設である環境クリーンセンターから排出される不燃残渣及びガラス残渣等です。不燃残渣及びガラス残渣についても、減量化を検討する必要があります。

※山元還元（やまもとかんげん）とは

飛灰等から非鉄金属（鉛、亜鉛、銅）を回収して、再使用する一連の精錬過程を山元還元といいます。

#### 12-5 その他に関する事項

- ・大規模な災害が発生した場合には、平常時の処理体制では対応できないことが想定されるため、災害廃棄物への対応を検討する必要があります。
- ・在宅医療が進むなか、家庭から排出される医療系廃棄物について、中間処理施設の処理方法に応じた適切な処理・処分方法を検討する必要があります。
- ・不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られるため、対応策を検討する必要があります。
- ・東部圏域の海岸には漂流・漂着ごみが多く、県や組合構成市町、地域住民やNPO等、官・民連携した取り組みを進めていくとともに、生活系ごみが河川を通じて海に到達する量も多いため、外出中のごみの持ち帰りについて啓発を検討する必要があります。

